４　完了検査との関係

４－１　完了検査手数料

太田市の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に太田市の建築主事に申請する場合、完了検査申請手数料は、下記の金額となります。

【中間検査合格証の交付を受けた建築物の完了検査申請手数料】

床面積（㎡）の合計	30㎡まで	30㎡を超え100㎡まで	100㎡を超え200㎡まで	200㎡を超え500㎡まで	500㎡を超え1,000㎡まで	1,000㎡を超え2,000㎡まで	2,000㎡を超え10,000㎡まで	10,000㎡を超え50,000㎡まで	50,000㎡を超えるもの
手数料（円）	14,000	18,000	23,000	38,000	68,000	83,000	139,000	227,000	451,000

【解説】

中間検査時に現地を確認しているため、中間検査対象外建築物と比較して減額しています。なお、中間検査を指定確認検査機関で受検し、中間検査合格証の交付を受けている建築物につきましては、完了検査申請手数料の減額の対象とはなりません。それは、中間検査時に検査済みの部分もすべて省略とはせず、書類等による検査を行うためです。

４－２　完了検査申請書の作成

（１）提出書類一覧（中間検査対象建築物の場合）

	提出書類一覧	備考欄
①	完了検査申請書 （建築基準法施行規則第１９号様式）	完了検査申請書は第一面から第四面まであります。第四面については、中間検査申請書の第四面の扱いと同様です。【２－２（２）工事監理状況報告書 ① を参照してください。】
②	（完了検査用） 工事監理状況報告書 （様式）Ｐ２９～Ｐ４０	報告者は工事監理者等です。 建築基準法第１２条第５項による報告書になります。 完了検査用として木造、鉄骨造、ＲＣ造があります。
③	(鉄骨工事施工結果報告書) （様式）Ｐ２７	報告者は工事施工者です。 建築基準法第１２条第５項による報告書になります。
④	中間検査合格証の写し	
⑤	その他	内装仕上げの写真（シックハウス）

（２）工事監理状況報告書

①一般事項

1)　完了検査申請時にも、工事監理状況報告書（完了検査用）を提出してください。

2)　太田市の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に太田市の建築主事に申請する場合、中間検査時に、既に報告済みの項目については、報告を省略することができます。ただし、ある工事について、すべての施工が中間検査までに終了し、検査済みでなければ、省略はできないことに注意してください。例として、鉄骨造の溶接部に関する項目について中間検査時に検査済みだとしても、その後の工程で別の箇所で溶接を行っている場合、中間検査の際には検査していない箇所があるため、溶接に関する項目について、報告の省略はできません。

3)　中間検査の対象とならない建築物についても、完了検査申請の際には、木造軸組工法、木造枠組壁工法、鉄骨造、ＲＣ造部分の工事監理の状況についての記載は、工事監理状況報告書を使用して下さい。

②工事監理状況報告書の様式

（完了検査用）工事監理状況報告書・木造軸組工法（様式）・・・・・・・・・・Ｐ３３
（完了検査用）工事監理状況報告書・木造枠組壁工法（様式）・・・・・・・・・Ｐ３４
（完了検査用）工事監理状況報告書・鉄骨造（様式）・・・・・・・・・・・・・Ｐ３６
（完了検査用）工事監理状況報告書・鉄筋コンクリート造（様式）・・・・・・Ｐ３９

（３）鉄骨工事施工結果報告書

工事監理状況報告書と同様に、太田市の建築主事により、中間検査合格証の交付を受けた建築物について、完了検査も同様に太田市の建築主事に申請する場合、中間検査時に、既に報告済みの項目については、報告を省略することができます。すべての項目が中間検査で検査済みであれば、鉄骨工事施工結果報告書については、提出する必要はありません。

（４）適用除外となる建築物の完了検査申請時の添付書類について

中間検査の対象となる規模の建築物であっても、品確法による住宅性能評価書の交付を受ける建築物や、住宅金融公庫融資住宅等で適用の除外となる建築物については、完了検査申請の際に、以下の書類を添付してください。

・品確法による性能評価書の交付を受ける住宅：「下地張り直前」の検査報告書の写し
・住宅金融公庫融資住宅：（中間時）現場審査に関する通知書の写し
・住宅金融公庫の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローンを利用した住宅：中間現場検査に関する通知書の写し又は中間現場検査を省略したことがわかる書類（保険証券の写し等）